

放置自転車等 保管場所の統廃合について

- ・平素より、自転車等の放置防止対策、交通安全の推進に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。
- ・本市では、昭和 60 年に制定した「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、良好な生活環境を保持するため、駅周辺の道路等公共の場所を「自転車等放置禁止区域」に指定し、区域内に放置された自転車等について、保管場所への移動、所有者への返還を行っています。
- ・近年、市内の放置自転車台数は、概ね減少傾向にあり、泉区内についても、皆様の御尽力により、自転車等の放置状況は大きく改善されてきました。
- ・こうした中、移動、保管・返還業務についても、より効率的な運営が求められており、このたび、和泉町保管場所を含めた市内 4 か所の自転車保管場所について、近隣の保管場所へ統合することとしました。

和泉町保管場所は、阿久和西保管場所（瀬谷区）、長尾台保管場所（栄区）へ統合のうえ、令和 4 年 3 月末をもって閉鎖となります。

また、泉区内の放置自転車搬入先は、令和 4 年 2 月以降、上記統合先保管場所に変更しています。（裏面参照）

今後も引き続き、放置防止対策や交通安全の推進につきまして、御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

1 和泉町保管場所について

- ・所在地：泉区和泉中央北四丁目 24 番 45 号
- ・面積：1,590 m²
- ・対象駅：泉区内 9 駅
- ・移動台数：5～6 台／月（令和 3 年 4 月～12 月の平均値）
- ・返還台数：2～3 台／月（令和 3 年 4 月～12 月の平均値）

2 統合先保管場所

(1) 長尾台保管場所（栄区长尾台町 499 番地）

・踊場駅、中田駅、立場駅 周辺 放置禁止区域内の放置自転車・バイク

(2) 阿久和西保管場所（瀬谷区阿久和西 3 丁目 38-18）

・緑園都市駅、弥生台駅、いずみ野駅、いずみ中央駅、ゆめが丘駅、下飯田駅
周辺 放置禁止区域内の放置自転車・バイク

・その他の泉区内の道路等公共の場所(放置禁止区域外)の放置自転車・バイク

統合先保管場所 位置図

